

## 家畜市場密集防止対策支援事業に係る公募要領

### 第1 総則

家畜市場密集防止対策支援事業（以下「本事業」という。）に係る公募については、この要領に定めるところによる。

なお、本事業の公募の実施は、令和4年度予算の成立を前提として行うため、今後事業内容等の変更があり得る。

### 第2 事業内容

本事業の取組内容、応募主体等は、別記に定めるところとする。

### 第3 事業実施期間

事業実施期間は、補助金の交付決定の日から令和5年3月31日までとする。

### 第4 成果目標

成果目標の内容及び成果目標の目標年度は、別記に定めるところによるものとする。

### 第5 補助対象経費の範囲

- 1 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、本事業の実施に直接必要な経費のうち、別表に定める経費とする。
- 2 次の経費は、補助の対象とはならない。
  - (1) 応募主体が自己資金若しくは他の助成により実施中であり、又は既に完了している事業に係る経費
  - (2) 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている事業に係る経費
  - (3) 既存の機器・設備の代替として、同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新に係る経費
  - (4) 機器・設備の導入に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費
  - (5) 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
  - (6) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

### 第6 補助率

補助率は、以下の1については定額、2については1/2以内とし、補助金額の上限は以下のとおりとする。

#### 1 基本設備

- (1) 家畜の監視又は脱走防止のための機器・設備の導入 10,000千円以内
- (2) 誘導路の人の密集を防止するための機器・設備の導入 10,000千円以内
- (3) せり場内の人の密集を防止するための機器・設備の導入 10,000千円以内

## 2 付随設備

- 1の(1)から(3)の機器・設備を導入するにあたり付随して必要となる機器・設備の導入については、それぞれの取組に対応する取組ごとに2,000千円以内

## 第7 申請書類の提出

応募主体は、1の表に掲げる申請書類（以下「申請書類」という。）を別紙の提出先へ提出するものとする。

### 1 申請書類

申請書類	提出部数
応募申請書（様式1）	1部
事業実施体制（様式2）	1部
申請書類チェックシート	1部
確認項目チェックシート（様式3）	1部
事業実施計画書（様式4）	1部
事業実施計画書添付資料	1部
定款、規約等	1部
直近2期の貸借対照表の写し・損益計算書の写し	1部

### 2 提出期間

令和4年8月3日（水曜日）～8月25日（木曜日）（※）午後5時まで（必着）

### 3 問合せ先・提出先

問合せ先・提出先は、別紙のとおりとする。

ただし、問合せについては、平日の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間受け付けるものとする。

### 4 申請書類の提出に当たっての留意事項

ア 申請書類の提出は、原則として郵送、電子メール又は宅配便（バイク便を含む。）によるものとし、やむを得ない場合には、持参も可能とするが、FAXによる提出は受け付けない。

イ 申請書類を郵送する場合は、簡易書留、配達記録等、配達されたことが証明できる方法によることとし、申請書類を1つの封筒に入れ、「家畜市場密集防止対策支援事業申請書類」と表に朱書きをして提出すること。また、余裕を持って投かんするなど、提出期間内に必着すること。

- ウ 申請書類を電子メールにより提出する場合は、メールの件名を「家畜市場密集防止対策支援事業の申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載すること。なお、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合には、件名の応募者名を「応募者名・その○（○は連番）」と記載すること。また、電子メール送信後に問い合わせ先に連絡し、着信している事を必ず確認すること。
- エ 提出期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効とする。また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、この要領を熟読の上、不備等のないように作成すること。
- オ 申請書類の差替えは、原則として不可とする。
- カ 事業実施計画書等は、パソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した文書を提出すること。

## 第8 申請書類等の審査

### 1 審査の方法

選定に当たっては、農林水産省地方農政局（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）の事業担当課において応募の要件（応募主体の要件、実施要件、補助対象経費等をいい、以下「応募要件」という。）に該当すること及び事業実施計画書等の内容を確認した後、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査するものとする。

審査委員会においては、審査基準等に基づき、応募主体から提出された申請書類の審査を行い、予算の範囲内で、補助金を交付することが妥当と認められる者（以下「補助金交付候補者」という。）を選定する。

審査委員会の議事及び審査内容については、非公開とする。

なお、審査の経過は応募主体に通知しないものとし、問合せにも応じないものとする。

### 2 審査の手続

審査は、以下の手続により実施するものとする。

- (1) 提出された申請書類は、地方農政局等の事業担当課において応募要件に該当すること及び事業実施計画書等の内容を確認するものとする。

応募要件を満たしていないものについては、審査の対象から除外するものとする。

- (2) 審査委員会による審査は、3に定める審査の観点に基づき行うこととし、必要に応じて、応募主体に対するヒアリング、問合せ又は資料の要求を行うことができるものとする。

- (3) (2)の結果を踏まえ、補助金交付候補者を選定するものとする。

### 3 審査の観点

事業実施計画の妥当性、事業の効果、申請経費の妥当性及び応募主体の適格性の観点から審査を行うものとする。

なお、過去3か年に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定の取消しがある、又はみどりの食料システム戦略に掲げる取組を実施してい

る応募主体については、この旨を審査に反映する。

#### 4 審査結果の通知等

審査委員会による審査の結果（採択又は不採択）については、審査終了後速やかに、申請を受けた地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）から応募主体に対して通知するものとする。

なお、補助金の交付は、予算成立後に施行する家畜市場密集防止対策支援事業補助金交付等要綱（以下「交付等要綱」という。）に基づき、必要な手続を行うものとする。

#### 第9 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、地方農政局長等の指示に従い速やかに、予算成立後に施行する、交付等要綱及び家畜市場密集防止対策支援事業実施要領（以下「要綱等」という。）に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている事業実施計画書等及び交付申請書（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。地方農政局等の事業担当課において申請書等を審査した後、問題がなければ、地方農政局長等は、交付決定通知の発出を行うものとする。

なお、申請書等の内容については、第8の申請書類等の審査の結果を踏まえて修正を依頼する場合がある。

#### 第10 不正行為等に対する措置

地方農政局長等は、補助事業者の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、補助事業者に対して再発防止のための是正措置等、必要な措置を講ずるよう指導できるものとする。

#### 第11 採択後の補助事業者の責務等

補助金の交付決定を受けた補助事業者は、本事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければならないものとする。

##### 1 事業の推進

補助事業者は、要綱等を遵守し、本事業の実施上のマネジメント、本事業の成果の公表等、本事業の推進全般に関する責任を持たなければならないものとする。

特に、申請書等の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、全て補助事業者の下で一括して行うものとする。

##### 2 補助金の経理管理

交付を受けた補助金については、次の点に留意の上、経理管理を行うものとする。

(1) 本補助金は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）が適用されるものとする。

(2) 補助事業者は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、国の契約及び支払に関する諸規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果が上げられるように経費の効率的使用に努めるものとする。また、過剰と見られるような機器・設備の導入を排除し、徹底した事業費の低減が

図られるよう努めるものとする。

- (3) 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金に係る経理管理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得及び管理等）を当該補助事業者の会計部局等において実施するものとする。

なお、特殊な事情により、当該補助事業者の会計部局等に補助金の経理管理を実施させることができない場合は、国内に居住する経理能力を有すると認められた者（学生を除く。）に経理管理を行わせ、定期的に公認会計士又は税理士に経理状況の確認を受けるなど、適正な執行に努めるものとする。

### 3 フォローアップ

事業実施期間中、地方農政局等の事業担当課によるフォローアップを実施し、所期の目的が達成されるよう、補助事業者に対し、本事業の実施上必要な指導・助言等を行うとともに、本事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む。）を行うものとする。

補助事業者は、交付等要綱に基づき、年度途中における本事業の遂行状況について報告するものとする。

### 4 取得財産の管理

本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の所有権は、補助事業者又は当該財産を補助事業者に対しリースするリース業者に帰属するものとする。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があるものとする。

- (1) 取得財産等については、補助事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効果的運用を図らなければならないものとする。
- (2) 取得財産等のうち1件当たりの取得価額が50万円以上の財産について、交付規則第5条に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供する必要があるときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならないものとする。

なお、承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(別記)

## 家畜市場密集防止対策支援事業

### 第1 事業の概要

本事業においては、家畜市場（家畜取引法（昭和31年法律第123号）第2条第3号に規定する家畜市場をいう。以下同じ。）の円滑な運営の確保を図るため、次に掲げる取組を実施できるものとする。

なお、本事業の公募の実施は、令和4年度当初予算の成立を前提として行うため、今後事業内容等の変更があり得る。

#### 1 基本設備

家畜市場における人の密集状態を回避し、業務の停滞防止に資する（1）、（2）又は（3）を導入する取組

- （1）家畜の監視や脱走防止のための機器・設備
- （2）誘導路の人の密集を防止するための機器・設備
- （3）セリ場内の人の密集を防止するための機器・設備

#### 2 付随設備

1の（1）から（3）の機器・設備を導入するにあたり付随して必要となる機器・設備の導入を行う取組

### 第2 応募主体の要件

- 1 応募主体は、別表に掲げる者とする。
- 2 応募主体又はその構成員である法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- 3 別表の応募主体の欄の（6）の民間事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - （1）5戸以上の畜産業者が利用する施設を管理運営していること。
  - （2）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。
- 4 別表の応募主体の欄の（12）の協議会は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - （1）別表の応募主体の欄の（1）から（11）の者が中心となって構成されていること。
  - （2）本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

- (3) 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

### 第3 事業の実施基準等

- 1 応募主体が自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に完了しているものについては、本事業の補助の対象外とする。
- 2 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている事業については、本事業の補助の対象外とする。

また、既存の機器・設備の代替として、同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新については、本事業の補助の対象外とする。
- 3 補助の対象とする機器・設備は、原則として、新品又は新設のものとする。なお、既存の機器・設備及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、改修、増設、併設等を行うことができるものとする。
- 4 補助対象事業費の額は、当該事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、導入する機器・設備の規模や能力については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならない。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。
- 5 導入する機器・設備の能力及び規模は、産地の飼養頭数、生産数量、出荷計画等を勘案するとともに、過剰な投資とならないよう、適切に決定するものとする。さらに、コストの低減を図る観点から、施設の利用を十分推進し、効率的な生産・流通体制の確立に資するよう配慮するものとする。
- 6 機器・設備の導入に当たっては、当該機器・設備の希望小売価格を確認するとともに、要綱第13に基づき行うこととする。ただし、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合には、その理由を明確にするとともに、随意契約による場合であっても三者以上の業者から見積もりを提出させること等により事業費の低減を図るものとする。ただし、機器・設備の特殊性等により三者以上の業者から見積もりを提出させること等が困難な場合はこの限りでない。
- 7 機器・設備の導入に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、補助の対象外とする。
- 8 応募主体以外の者に貸し付けることを目的として機器・設備を導入する場合については、次のとおりとする。
  - (1) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）の承認を得るものとし、当該事項について変更する場合にあっては同様とする。

- (2) 応募主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「応募主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- (3) 貸借契約は、文書によって行うこととする。なお、応募主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

#### 第4 実施要件

実施要件は、次に掲げるものとする。

- 1 本事業を実施する家畜市場の移転、廃止又は休止の計画がないこと。
- 2 事業実施後において、現状と同じ又は現状を超える家畜の取引頭数が見込まれること。
- 3 導入する機器・設備による効果が、第5に定める成果目標の達成に直結するものであること。
- 4 「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」（令和2年3月13日付け元生畜第1933号農林水産省生産局長通知）その他畜産関係団体が策定したこれに類するものに即した感染拡大防止対策を講じていること。

#### 第5 成果目標及び目標年度

##### 1 成果目標

成果目標は、本事業を実施した家畜市場における新型コロナウイルスの感染拡大による市場開催の休止又は延期の発生を防止することとし、具体的な成果目標は、補助事業者が別記様式第1号の事業実施計画書において設定するものとする。

##### 2 目標年度

事業完了年度の翌年度とする。

#### 第6 リース事業者を活用する場合の取扱い

##### 1 貸付期間

貸付対象機器・設備の貸付期間は、次のいずれかの方法により定めるものとする。

##### (1) 貸付期間終了後に貸付対象機器・設備の所有権を移転する場合

貸付対象機器・設備の貸付期間は、1年から法定耐用年数までの範囲内で、リース事業者が貸付期間終了後に貸付対象機器・設備の所有権を補助事業者に移転することを前提に、補助事業者とリース事業者との協議により別途定めるものとする。

##### (2) 貸付期間終了後に貸付対象機器・設備の所有権を移転しない場合

貸付対象機器・設備の貸付期間は、法定耐用年数とする。

なお、再リースを行う場合にあっては、貸付対象機器・設備の購入に要する経費の一部が補助されていることから、本事業の趣旨を踏まえ、再リース料金を設定するよう努めるものとする。

##### 2 貸付期間終了後の貸付対象機器・設備の所有権の移転



リース事業者は、1に基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該機器・設備に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により補助事業者が当該機器・設備の所有権を移転することができるものとする。

### 3 途中解約の禁止

補助事業者は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解除する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として補助事業者がリース事業者に支払うものとする。

### 4 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、付加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とする。なお、基本貸付料、付加貸付料等については次のとおりとする。

#### (1) 基本貸付料

基本貸付料は、貸付対象機器・設備の取得価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から補助金額及び譲渡額を控除して得た額を当該貸付対象機器・設備の貸付期間で除して得た額とする。

#### (2) 付加貸付料等

付加貸付料等は、リース契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。ただし、リース事業者は、付加貸付料等を定めるに当たり、貸付対象機器・設備の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

### 5 契約書類の提出

リース事業者は、リース契約の内容に貸付対象機器・設備の取得価格と補助金額を明記するものとする。

別表

応募主体	補助対象経費の具体的な内容
<p>応募主体は、次に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業協同組合</li> <li>(2) 農業協同組合連合会</li> <li>(3) 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)</li> <li>(4) 事業協同組合</li> <li>(5) 事業協同組合連合会</li> <li>(6) 民間事業者</li> <li>(7) 公益社団法人</li> <li>(8) 公益財団法人</li> <li>(9) 一般社団法人</li> <li>(10) 一般財団法人</li> <li>(11) 生産者が組織する団体及び当該団体が組織する団体</li> <li>(12) 協議会</li> </ul>	<p>1 基本設備</p> <p>(1) 家畜の監視や脱走防止のための機器・設備 外周柵、つなぎ柵、牛房柵、可動扉、監視装置(監視カメラ、モニター等)及びこれらに附帯する機器・設備並びにこれらの設置に必要な改修(これらの機器・設備の設置と一体的に行うものに限る。)</p> <p>(2) 誘導路の人の密集を防止するための機器・設備 自動誘導レール等及びこれに附帯する機器・設備並びにこれらの設置に必要な改修(これらの設置と一体的に行うものに限る。)</p> <p>(3) せり売場内の人の密集を防止するための機器・設備 せりシステム関連機器(システム、操作端末、応札器、モニター等)及びこれらに附帯する機器・設備並びにこれらの設置に必要な改修(これらの機器・設備の設置と一体的に行うものに限る。)</p> <p>2 付随設備</p> <p>1の(1)から(3)の機器・設備を導入するにあたり、付随して必要となる機器・設備</p>